

**決算短信・四半期決算短信の様式に関する自由度の向上のための
有価証券上場規程の一部改正について**

2017年2月10日
株式会社東京証券取引所

I 改正趣旨

当取引所は、有価証券上場規程の一部改正を行い、2017年3月31日から施行します（詳細は規則改正新旧対照表をご確認ください）。

今回の改正は、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループの提言を踏まえ、決算短信・四半期決算短信（以下「短信」といいます。）の様式について使用強制をとりやめることで、自由度を高めるものです。

II 改正概要

- ・当取引所が定める短信の様式のうち、本体である短信のサマリー情報について、上場会社に対して課している使用義務は、これを撤廃します。

（備考）

- ・有価証券上場規程第404条及び第806条第4項

III 施行日

- ・2017年3月31日から施行します。
- ・同日以後、最初に終了する事業年度若しくは四半期累計期間又は連結会計年度若しくは四半期連結累計期間に係る決算の内容が定まった場合の開示から適用します。

以 上